#### 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程及び慶弔規程

#### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人櫻心会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条 の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的 とする。

#### (定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1)役員とは、理事及び監事をいう。
  - (2)報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
  - (3)費用とは、職務執行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費)等であって、報酬等とは明確に 区分されるものとする。

#### (報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員は、無報酬とする。

## (費用弁償の支給)

- 第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これ を請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって 支払うことができるものとする。
- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を、施設旅費規程に準じて出張費と して支給することができる。
- 3 役員及び評議員が理事会及び評議員会等に出席した際の旅費は、別記「役員及び評議員の報酬 等」に基づき支給する。

## (報酬等の支給日)

第5条 役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

## (報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を 控除して支給する。

# (公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の 支給の基準として公表する。

## (慶弔規定)

#### 第8条

- (1) 理事及び理事の家族、職員及び職員の家族、当法人関係者が死亡したときは、花環又は生花及び香典を贈り、理事長又は代理人が弔問する。但し、花環又は生花の費用は時価とする。 香典の場合は 5,000 円もしくは 10,000 円とする。(全てにおいて理事長の判断による。)
- (2) 永年にわたり当園に勤務し顕著に貢献し退会した理事・前職員に慶弔事が発生した場合は、 理事長の判断により、相応の至情を披瀝するものとする。
- (3) (1)(2)に掲げる事由が発生したときは、速やかに理事長まで届け出ること。

## (改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

# (補 足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

#### 附 則

この規程は令和2年6月22日(評議員会の議決日)から施行し、令和2年4月1日より適用する。

#### 別記 役員及び評議員の報酬等

(1) 理事会・評議員会等出席及び監事監査報酬等

				報 酬		旅費
			午前	午 後	全 日	川(貝
役		員	無し	無し	無し	¥3,000円
評	議	員	無し	無し	無し	¥3,000円

上記の金額は源泉徴収後の金額とする。

# (2) その他業務(出張・研修等)に係る報酬等

		報 酬	旅費
役	員	¥2,000	職員旅費規
評	議員	¥ 2,000	程による。

上記の金額は源泉徴収後の金額とする。